第 兀 号

県正大議 に分 県 教 育 委 員 会 0 任 命 に 係 る 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 管 理 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 改

9 7

を大 次 分 よ教 う 育 三に委い 定 員 \emptyset 会 る \mathcal{O} 任 命 に 係 る 会 計 年 度 任 用 職 員 0) 管 理 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規

和の 七 年 月 十 五. 日 提

則

出

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長 山 田 雅 文

県改大 分 県 教 育 委 員 会 \mathcal{O} 任 命 に 係 る 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 管 理 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を

正 す る 規

育 委 大 員 分 会 規 教 則 育 委 第 員 号 会 \mathcal{O} 任 命 部 を 係 る \mathcal{O} 会 よ計 う年 に度 改 任 正 用 す 職 る 員 \mathcal{O} 管 理 12 関 す る 規 則 令 和 年 大 分 県 教

第 条 第 項 を七 次 \mathcal{O} ょ う のに 規改 め次 る

3 者 لح を 所 を 属 Ŧī. 確 年 長 認 をは 超 L な え 前 け 項 T 引 第 ば き な 続 号 5 き な任 用 定 11 L に ょ ょ う ŋ لح 公 す 募 る に と ょ b き はな 11 次 で に 選 掲 考 げ を る 行 要 う 件 場 を 合 全 で て あ 満 0 て た L て 同 11 るの

当 該 が 現 任れ 用 さ れ T る \mathcal{O} 1 適 性 を L 1 る ۲ <u>ک</u> °

三 当 同 該 の者 職 者 に が 0 長に < 7 当 公 募 該 職 に に ょ 任い る 用 選 さ職 考 れ を 職務に高 行 ったとし ょ る ても 弊 害 人 が有 材 生 0 じて 確 る 保 おそ が 木 れ 難 が なな 状 1 況 $\sum_{}$ に あ る

第 五. 号 様 式 中 連 続 4 B IJ 併 9 徻 # 忆 S _ を 削 る

と。

附

0 規 則 は則 公 布 \mathcal{O} 日 令 和 七 年 三 月 + 五. 日 か 5 施 行 す

る

案 理 由

る き

任 会 用計 す年提 る 度 こと 任 用 を職 可員 能の に 人 す材 る 確 لح 保 لح \mathcal{O} もた 8 当公 該募 任に 用よ をら 行な うい たで め同 \mathcal{O} -要の 件 者 を を 定五 め年 たを い超 のえ で 7 提引 案 き す続

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則	《令和二年三月三十一 大分県教育委員会規則第七号)
改正案	現行
第一条・二条(略)	第一条・二条 (略)
(任用)	(任用)
第三条 (略)	第三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 所属長は、前項第一号の規定により公募によらないで選考を	3 前項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合に
行う場合であって、同一の者を県教育委員会において五年を超	あっても、同一の者を五年を超えて引き続き任用しないものと
えて引き続き任用しようとするときは、次に掲げる要件を全て	する。ただし、新たに公募による選考を行う場合は、この限り
満たしていることを確認しなければならない。	でない。
一 当該者が現に任用されている職の職務に高い適性を有してい	(新設)
ること。	
「おくいがない」と。 二 同一の者が長く当該職に任用されることによる弊害が生じる	(新設)
三 当該職について公募による選考を行ったとしても人材の確保	(新設)
が困難な状況にあること。	
4~10 (略)	4~10 (略)
第四条~第三十三条 (略)	第四条~第十三十三条 (略)

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正

1 規則の概要

この規則は、大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用、報酬その他の給付、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものである。

2 改正理由

会計年度任用職員の人材確保のため、公募によらないで同一の者を五年を超えて引き続き任用することを可能にするとともに、当該任用を行うための要件を定めるもの

3 改正内容

- (1) 公募によらない再度の任用の上限の見直し(第3条関係) 以下の条件を全て満たす場合は、5年を超えて引き続き任用することを可能とする。
 - ① 当該者が現に任用されている職の職務に高い適性を有していること。
 - ② 同一の者が長く当該職に任用されることによる弊害が生じる恐れが無いこと。
 - ③ 当該職について公募による選考を行ったとしても人材の確保が困難な状況にあること。

4 施行期日

令和7年3月25日(令和7年3月25日公布予定)※教育委員会議決後